

## 北広島市総合教育会議議事録

会議名	平成30年 第1回 北広島市総合教育会議
日時	平成30年2月22日(木) 15時00分 ~ 16時15分
場所	北広島市役所3階D会議室
構成員	<p>上野正三(北広島市長)</p> <p>吉田孝志(北広島市教育委員会教育長)</p> <p>松本 懿(北広島市教育委員会委員)</p> <p>大山秀之(北広島市教育委員会委員)</p> <p>成田郁久美(北広島市教育委員会委員) ※欠席</p> <p>石上浩子(北広島市教育委員会委員)</p>
事務局	<p>川村裕樹(企画財政部長)</p> <p>橋本征紀(企画財政部企画課長)</p> <p>柴 清文(企画財政部企画課主査)</p> <p>佐々木 貴啓(企画財政部企画課主任)</p> <p>水口 真(教育部長)</p> <p>佐藤直己(教育部次長)</p> <p>富田英禎(教育部小中一貫教育課長)</p> <p>丸毛直樹(教育部文化課長)</p> <p>新谷良文(教育部図書館計画担当参事)</p> <p>河合 一(教育部学校教育課長)</p> <p>花田秀樹(教育部教育総務課主査)</p> <p>竹谷智史(教育部教育総務課主事)</p>
説明員	なし
議事日程	<p>1 開会</p> <p>2 協議・調整事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 学校図書館活用事業(まちなか司書)について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 小中一貫教育推進事業について</p> <p>3 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) いじめ防止基本方針の改定内容について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>

## ◎日程第1 開 会

上野市長

ただ今から平成30年第1回総合教育会議を開催いたします。  
本日の協議・調整事項についてであります。まず始めに、「学校図書館活用事業（まちなか司書）について」意見交換を行なってまいりたいと思います。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

## ◎日程第2 協議・調整事項

新谷参事

説明内容について、お手元の資料とスクリーンを用いて説明いたします。  
本日の説明ですが、1－2で今回の事業背景について、3－5まで本事業の説明を行い、時間に余裕があれば、若干補足説明をいたします。  
学校を含む子どもの読書活動推進については、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」があり、これに基づいて、各自治体で計画が策定され、本市も平成18年度に「子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、平成24年には、市の第5次総合計画及び教育基本計画を受けて、第2次「子どもの読書活動推進計画～のぼそう！大志を育む読書の樹～」を策定しました。  
計画は、子どもの読書活動の推進においては、家庭・地域・学校がそれぞれの機能を発揮し、学校や図書館などの関係機関と連携し協力を深めながら、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することが重要としており、家庭や地域全体の子どもの読書活動までを視野に入れた北広島ならではの施策を考えることとしました。  
子ども達に読書のスタートラインに立ってもらうためには、市長公約にもあるとおり、幼児から中学生まで、その発達段階に応じたあらゆる機会を活用して読書活動への支援を行う、連続的な施策が効果的と考えております。  
このように時系列で子どもの読書活動を追おうとするならば、場所もまた家庭・地域や保育施設、学校など、横断的な施策とする必要があり、地域のいたるところで子どもの読書の支えになる施策でなければならないと考えました。  
それをこの人口6万人近い本市でどのように行うかが課題となります。  
そこで、地域を一つの単位として、その中で子どもの読書活動を包括的に推進する体制をつくることとし、事業名を「地域まるごと読書支援モデル事業」としました。  
その概要ですが、子どもの読書活動推進を担当する「まちなか司書」を地区単位で配置します。「まちなか司書」は、学校図書館や保育施設を巡回し、児童生徒の読書や学習支援、幼児期の読書活動推進、家庭での読書活動、いわゆる「家読（うちどく）」などの推進を担当します。こうすることによって、乳幼児から中学生まで、家庭・保育施設から学校まで、連続的で横断的な読書活動の推進が可能となります。  
「まちなか司書」という職名についてですが、学校・保育施設・家庭などまちなかの様々な場面で読書活動の推進を担う司書という考えから「まちなか司書」と名付け

ました。この「まちなか司書」という職業名は図書館業界全国初となりますが、図書館にいる図書館司書という従来のイメージからは大きな転換となります。

日本にも先例のない試みということもあり、平成30年度は、子どもが多くいる大曲地区をモデルとして「まちなか司書」1名を配置し、大曲地区の家庭や地域・学校と良好な関係を築いていく計画です。

さて、この「まちなか司書」は実際にはどのような仕事をするのかということですが、資料2の概要図を使って説明します。

まず、地区内2校の小学校を隔週火～金曜日、10時から14時まで巡回し、小学校図書館を利用しやすく、活用しやすい状態にします。

次に、火～金曜日の17時から18時までの間に地区内の保育園を1日1園巡回し、施設の要望に対応し、読み聞かせなどを行うほか、通園する子どもの家族全員に読書のきっかけづくりとなる「家読（うちどく）パック」の配布や回収を行います。

学校・保育施設の巡回時以外は、要望により、地域の読書活動推進に有益なイベント等と連携・支援を行います。午前中は小学校、午後到大曲分館に戻り、準備をして夕方に保育園に行くという、ほとんど外回りの営業職に近い司書であり、事業開始時は地域を良く知り、セールス能力も高いベテランスタッフの起用を考えています。

地区の分館を拠点とすることで、家読パックの作成など必要に応じて分館のスタッフがサポートでき、さらに市の担当職員、本館の学校図書センターのスタッフがバックアップできる二段構えの体制としました。

また、地区単位で行うという利点として、家読パックの作成や受け渡しの際のお手伝いなどで住民ボランティアの導入も可能ではないかとも思っています。

最後になりますが、学校図書館活用委託事業として拡大することから、「まちなか司書」は委託職員となりますが、この取組は、本市の子どもの読書活動推進の大きなステップアップにつながる施策となるため、市正職員の担当司書を置き、官民協働の視点を持って取り組む考えでいます。平成30年度は、事業者との契約成立後、大曲2校の小学校巡回は6月中の開始。保育施設での配本は9月中の開始を予定しています。

続いて、補足説明として現在検討段階の内容についてご説明します。

「家読パック」には、家族構成を聞いたうえで、こちらの推薦する本数冊と記録や連絡帳の代わりとなる家読ノートを入れておく考えです。この家読パックを保護者の送迎の時間帯に、手提げバッグに入った状態で配布・回収を行います。期間は、2週間単位で4～5冊程度と考えており、まずは、家庭にいつでも本がある状態にすることと、いずれは図書館に足を運んでもらえるきっかけづくりにすることが目的です。

たまたまではありますが、NTTデータ北海道から80万円相当の書籍の寄贈の話があり、本事業の話をしたところ、寄贈の趣旨に合うということで、すぐに話がまとまりました。3月中には幼児向けの絵本などをご寄贈いただくこととなっており、とても幸先の良いスタートを切れそうです。

以上で、事業概要についての説明を終わります。

- 上野市長 事務局から説明がありましたが、教育委員の皆様、何かご意見等ございますか。
- 松本委員 北広島市ならではの取組として、順調に進んでいるなというのが率直な感想です。  
2点ポイントがあると考えており、一つは、園によって熱意の差があると思われること。もう一つは、家庭によっては、そもそも関心がなかったり、あるいは読書活動まで手が回らなかったりする家庭もあると思われることです。  
このことから、この事業は、配置される司書の力量が決定的なポイントになってくるものと思われます。他の自治体の事例で幼稚園の保護者会や参観日を図書館で行うケースがあり、そこでは読書の有効性を訴えると同時に、帰りに多くの絵本を借りてもらう仕掛けを行っています。このような仕掛けができるような力量のある司書であれば、事業展開が期待できると考えます。
- 大山委員 小さい頃から本を読むことはやはり大事だと思っており、「まちなか司書」は、そのきっかけづくりにとても良い事業だと思っていますので、今後、他の地域でも実施できるように注意深く見守っていきたいと思っています。  
色々なPRを行っていると思いますが、大曲地区の方々はもちろんのこと、大曲地区以外でも、この取組を周知していただき、より多くの子ども達が本を好きになるきっかけになるのであれば、一生の価値があるのではないかと期待しています。
- 石上委員 よくお母さんたちから、図書館司書が学校に配置されないのかと質問を受けていたので、すごく楽しみにしています。  
一点質問ですが、「まちなか司書」は一人で行うのでしょうか。もし、司書が病気や具合が悪い時の対応はどのように考えているのでしょうか。
- 新谷参事 「まちなか司書」が欠勤した場合は、大曲分館のスタッフが交代で対応することを考えています。
- 吉田教育長 新規の事業として、読書活動の推進に動きが出るのではないかと期待しているところです。  
この事業は、幼児教育への読書活動の促進であり、今までの学校教育から大人を対象とした事業に広がりができると考えています。また、今まで、小学校で、図書館司書を十分に巡回できなかったところに対し手厚く対応できるものと考えています。  
また、地域ボランティアとの連携といった市が進めている市民協働や、読書を通じたまちづくりに位置付けることができるのではないかと考えており、今後、読書ボランティアや読書活動に関心のある方と、どうつながっていくのかによっても成否が分かれるものと考えています。  
最後に、「まちなか司書」という新しい用語として、北広島市の売りになって市民に

も関心を持ってもらえるよう期待しているところです。

上野市長

読書は、子どもの成長にとって非常に重要だと思っています。  
教育委員の皆様、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

上野市長

続きまして、「小中一貫教育推進事業について」意見交換を行なってまいりたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

富田課長

それでは、説明を始めさせていただきます。よろしくお願いします。  
まず、市教委としての活動について説明します。

平成30年度の全市一斉の小中一貫教育の導入に向け、市教委としましては、画面のような活動を行ってきました。この中で、「小中一貫教育推進会議」というのは、各中学校区で小中一貫教育を推進する役目の教員と各中学校区の保護者、それから地域の代表の方にお集まりいただき、各中学校区の取組状況などの情報や意見の交換を行うものです。

さて、市教委では、小中一貫教育を推進するために、次の3つの「つなぐ」をキーワードに、具体的な取組を推進しています。「学びをつなぐ」では、学力・体力向上を図る連続した学習活動の充実、「大志をつなぐ」では、9年間で学ぶ「大志学」（キャリア教育）の充実、「人と人をつなぐ」では、児童生徒、教職員、地域との交流活動の充実を目指しています。

次に、「つなぐ」というキーワードごとに具体的な取組を紹介します。リーフレット等で共通の取組を紹介しておりますので、今回は、各中学校区の特徴的な取組を中心に紹介します。

まず、一つ目のキーワード、「学びをつなぐ」です。

「乗り入れ授業の実施」です。画面は、東部中学校の英語の教員が、東部小学校の外国語活動で乗り入れ授業を行っているところです。東部中学校の教員がT1、東部小学校の教員がT2で授業を行っているところです。東部中学校は、「小中一貫教育支援事業」の指定校となっており、道教委から1名の加配を受けていますが、2名の英語科教員が東部小学校と北の台小学校で乗り入れ授業を行っています。

次は、「体験登校の実施」です。小学生の中学校への体験登校や授業体験は、今年度全中学校区で行いました。画面は2月3日、土曜授業を利用した広葉中学校の体験登校による国語（漢文）の授業です。中学校の50分授業の長さや、授業のスピード感を体験することができました。また、新聞にも掲載されておりましたが、緑陽中学校区では、5時間授業を行い、中学校の給食体験まで行っています。

次に、「9年間の一貫した指導計画の作成」です。教科系統表、年間指導計画において、重点化する領域を可視化することとしています。授業の内容についても、小学校と中学校で授業パターンを揃えるなど、より分かりやすい授業づくりに努め、子ども達の学力・体力の向上を図っていきます。教科系統表の活用という点でいきますと、

大曲小学校では、教科系統表を利用して、学校だよりで児童の不得意な領域とその対応方針について掲載し、保護者との情報共有を図っています。学校だよりという点でいきますと、西の里中学校区では、小学校と中学校の学校だよりを表裏で印刷し配布することで、他校でどのようなことがされているのか、見通しが持てる取組を始めています。

次に、「スタンダードの実践」です。学習習慣や生活規律の定着を図る取組として、中学校区ごとに子どもにつけたい力をスタンダードとして作成し、家庭・地域と協働して取り組むなど、小中学校で足並みをそろえた指導を工夫・充実させていきます。画面は、緑陽中学校区のスタンダードですが、特徴的な点として、保護者・地域の目標を提示するとともに、教職員の目標を保護者・地域へ提示するものとなっています。

次の画面は、東部中学校区の資料です。発達段階に応じ、あいさつ、言葉遣いなどのルールをそれぞれ設定しているものです。

次に、学習方法の定着を図る取組としての、「家庭学習の手引き」の活用です。画面は、大曲中学校区の、小中が一冊となった家庭学習の手引きです。家庭で早い段階から9年間の家庭学習の見通しが持てるものとなっています。

二つ目のキーワード、「大志をつなぐ」です。

画面は、東部中学校区9年間のキャリア教育全体計画と、キャリア教育で身に付けさせたい能力の具体例を示したものです。ともすれば内容の重複や前後が見られたキャリア教育について、中学校区で系統立てて行うことができます。

次に、「きたひろ夢ノート」の活用です。平成27年度から取り組んでいますが、小学4年からの6年間、将来の目標や夢に向かって自分が取り組んだこと、その時の思いなどを毎年記録するものです。夢を実現させるためのあきらめない気持ちや自己有用感、ふるさと意識を育みます。なお、西の里小学校では、独自に、小学校1～3年用の夢ノートを作成し、活用しています。

大志学では、PTAの協力はもちろん、地域・企業等と一体となった体験学習を系統的に進めることで、生き方を学び、社会人として活躍できる力を育てていきます。こちらは、「生き方指導・進路学習」です。画面は、新聞報道でもありましたが、西部中学校で行われたソクラテスマーティングの様子です。写真に映っています警察官など15職種の講師から生徒が仕事について聞き、将来の進路について考えるものです。次も、先ほどと同じソクラテスマーティングの様子です。この講師はガールズバンド、元ZONEのMAIKOさんです。

次に、「職場訪問・職業体験」です。発達段階ごとに、働く意義や職業についての探求学習をしたり、地域の教育資源を活用して職業体験学習を経験したりすることで、夢を実現させるためのプロセスを学ばせていきます。画面は、少し前のものになりますが、西部中学校の福祉施設での職業体験の様子です。

三つ目のキーワード、「人と人をつなぐ」です。

子どもは、多くの人とつながりを持つこと、心をつなぐことで、人から学び、人を

好きになります。人から認められ、自分に自信を持つことができます。地域を学び、地域を好きになると思います。

「小・中学生同士の交流」です。まずは、西部中学校2年生と西部小学校5年生の合同体力テストです。小学生は専科の教員の指導のもと、「分かりやすく教えてもらい記録が伸びた」、「励まされ、あきらめずに取り組むことができた」などの感想が出され、また、中学生は、誇らしげに教えたり、がんばる姿が見られたりしたなど、効果的な取組となっております。

次の画面は、広葉中学校で双葉小学校の6年生が参加した、合同いじめ防止集会です。中学生がリードし、小学生と一緒にいじめについて考えていました。先輩として、あるいは後輩としてという学びにもつながっています。

次は、部活動体験です。部活動見学・体験は各中学校区で何らかの形で行われています。画面は、西の里中学校の吹奏楽部のものです。部活動の内容をあらかじめ知ること、イメージを持つことができ、別の学校からは、部活動の定着率が上がったとの報告を受けております。

次に、「小・中学校の先生同士の交流」です。画面は、緑陽中学校区の食物アレルギー対応合同研修の様子です。新学期が始まる前に両校で研修を行うことにより、より児童生徒の食物アレルギーについての情報共有が図られます。

次に、「地域での教育活動の実施」です。画面は、コミュニティ・スクールの取組としての西部中学校区でのあいさつ運動です。基本的に毎月1日、地域の方々と児童会・生徒会が通学路に立ち、あいさつをしています。市内に現在コミュニティ・スクールは西部中学校区の2校と一緒に設置していますが、先駆的な取組を行っており、地域全体で子どもを育てるという意識が育まれています。なお、コミュニティ・スクールは、小中一貫教育と非常に親和性が高い取組であることから、今後、市教委としても、コミュニティ・スクールの周知拡大に向けた取組を進めていこうと考えています。

次の画面は、大曲中学校区での合同ゴミ拾いです。従来は大曲中学校単独で実施していましたが、小中一貫教育を見据えて小学生も参加しました。学校と地域がつながって、地域の教育資源を有効に活用した教育活動や、地域とともにつくり上げる体験活動を豊かにしていくことで、子どもの学びをより質の高いものにし、ふるさと意識の醸成にもつなげていきたいと考えます。

次の画面は、大曲東小学校の授業公開日で、大曲中学校吹奏楽部が、児童・保護者・地域の方に演奏を披露したものです。司会は大曲東小学校出身の中学生が行い、児童生徒の交流と地域との交流のハイブリッドとなっております。

さて、前回の総合教育会議で、夏までの取組について説明しましたので、今回はそれ以降の取組について説明します。

8月から2月まで、各中学校区において、それぞれの取組を説明するため、教育を語る会を開催しています。各中学校区の取組を紹介するため、パネル展を市内3か所で開催しました。このほかにも、市広報紙、教職員・保護者向け広報、市教委ホーム

ページなどで周知啓発の取組をしています。

先進・先行事例の視察についてですが、画像は、平成28年度に全市一斉に小中一貫教育を導入した兵庫県小野市を教育長と私で視察した時のものです。小野市は、科学的知見に基づく9年間の一貫した取組を行っております。京都市で開催された小中一貫教育全国サミットにも教員と事務局職員で参加し、授業公開の参観などを行ってきました。

最後に、平成30年度中の取組についてです。特に、重点化した5教科の教科系統表・年間指導計画の作成や、統一的な指導の継続、スタンダードの定着などに取り組んでいただくこととしております。市教委としましても、転入者への研修、周知啓発、成果・課題の検証などを行うこととしております。また、昨年度から児童生徒へのアンケート調査を行っており、変容の把握をしていきたいと考えています。

以上で説明を終わりますが、変化の激しい時代を生きる子ども達が、社会の中で活躍できる資質や能力を養うために、9年間を見通した教育課程を編成し、子ども達に生きる力を育んでいこうと考えております。以上で説明を終わります。

上野市長 事務局から説明がありましたが、教育委員の皆様、何かご意見等ございますか。

松本委員 これから本格的にスタートするわけですが、色々なことが想定されるので、我々が折を見て、学校の視察を行うなど頑張っている姿を激励することが大事だと思っています。また、どのような課題があるのか検証しながら対応していくことが大事になってきますので、スピーディーに対応していただきたいと思います。

大山委員 準備段階は順調に進んできたと思っています。小中一貫教育は、先生や生徒にとっても良い結果を生むと思っていますので、あまり焦らず長く続けて着実に浸透することを望んでいます。また、やはり先生が中心になると思いますので、人事異動で先生の入れ替わりがあっても、研修などを通じて、現在進めていただいている先生から次の先生にうまく引き継げるようにしていただきたいと思います。

石上委員 20年位前に比べると、先生によってバラバラであった宿題など家庭学習の内容について、レベル感が揃ってきたと実感しています。子ども達から家庭学習について聞いても、目に見えて学力が上がるなどの効果まではいかないけれども、着実に進んでいるという実感があります。

吉田教育長 学校教育に関わっていると、次代を担う子ども達の能力をどのように育むのかというのが大きな目標になってきます。また、地域を担う人材をつくるのも大事だと思っており、こう考えると、教育の担う役割は大きいと考えています。

このような中、子ども達を育てるうえで、これまでも小中学校の教育を充実させてきましたが、もう少しグレードアップするための方法論はないかと考えていました。こう



したところ、法整備もあり、義務教育の9年間で子どもを育てるという視点に立てば、知力、体力あるいは社会性も向上し、また仲間意識が強まるなど、様々な場面と変わって行く中で、学ぶことが出来たら良いのではないかと考えています。

ただ、小中一貫教育は、目的ではなく、手段であることから、これは「何のためにやっていて、どのような効果が出るのか」を検証することも忘れないようにしたいと考えています。

準備を進める中で、地域の方々や学校の先生にも浸透してきたと感じています。とくに、学校では、中学校区単位で、地域や子どもの実情を踏まえ、工夫してやっていただいています。小中一貫教育を進める中で、「仕事が増えた」という声もありますが、先生方が自ら保護者などに説明する姿もみられ、それぞれ使命感をもってやってもらっていると感じています。

今後は、小中一貫に関する内容や動きがあり、子どもや保護者などがそのことを感じることができるような活動が増えてくると良いと考えています。

また、義務教育9年間を通した学びは、学校だけが頑張ってもできないことから、家庭や地域の理解が重要であり、地域で子どもを育てる気運づくりも必要と考えているところです。

上野市長

大山委員が指摘されたように、焦らずじっくり取り組むことが大事だと考えています。とくに、中1ギャップと呼ばれる中学校の進学時をいかにスムーズにつなげることができるかが重要ではないかと考えているところです。

教育委員の皆様、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

### ◎日程第3 報告事項

上野市長

続きまして、報告事項として、「いじめ防止基本方針の改定内容について」、事務局から説明をお願いします。

河合課長

それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

はじめに、A4判1枚ものの資料の裏面をもとに、これまでの概略からご説明させていただきます。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これを受け、国は同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しましたが、この方針は、「当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」とされていること等により、平成29年3月に改定されました。

これを受けまして、北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、「北海道いじめ防止基本方針」の改定作業を行い、平成30年2月に改定されたところです。

本市におきましては、平成27年3月に策定した「北広島市いじめ防止基本方針」に

において、「国や道の基本方針などが改正されるなど、見直しすべき事情が生じた場合には、方針の内容を見直しする」ものとされていることから、国や道の基本的な方針の改定内容を参酌しながら、「北広島市いじめ防止基本方針」の改定を進めてきたところで

す。

それでは以下、進捗状況についてご説明いたします。

先ほどご説明しましたとおり、平成29年3月に国の方針が改定され、これを受け、本市では、北広島市いじめ等問題対策委員会において、改定に係る協議をこれまで3回行ってまいりました。また、並行して、北海道においても、北海道いじめ問題審議会を中心に見直しを行ってきたところです。

平成30年に入り、「北広島市いじめ防止基本方針」の改定にあたり、平成30年1月4日（木）から2月2日（金）までの期間、パブリックコメントを行いました。また、1月25日（木）から2月23日（金）までの期間、市内小中学校の児童生徒から「北広島市いじめ防止基本方針」の改定に対する意見や感想をいただきました。

今後の予定ですが、3月6日、建設文教常任委員会へ報告。同日の第3回教育委員会会議における議決をいただいたのち、3月16日に開催される庁議への報告を経て、改定を行ってまいりたいと考えております。

続いて、パブリックコメントで寄せられた意見ですが、1名の方から3件の意見がありました。

まず、「2いじめ防止等のための市及び市教育委員会の役割と対策について」ですが、「いじめと人権について、子どもの成長段階に合ったプログラムを実施するなど、人権についての知識と理解が身につくような取組と啓発を行ってほしい。」との意見でした。

次に、「3いじめ防止等のための学校と教職員の役割と対策について」ですが、「インターネットを通じて行われるいじめへの対策は、ネットパトロールなどに力を入れてください。SNSやLINEなどによるいじめは、見えづらく、対応も難しいと思いますが、ぜひ学校全体で取り組んでほしいと思います。」との意見でした。

最後に、「4いじめ防止等のための保護者と地域の役割について」ですが、「子どものヘルプのサインを見逃さずに、支援できる体制を学校と地域と家庭の連携で作っていかねばならないと思います。」との意見でした。

今後についてですが、平成27年度に改定した「いじめ危機管理マニュアル」との整合性を図ってまいりたいと考えております。

次に、主な改定内容についてご説明いたします。

はじめに、1ページですが、市のいじめ防止基本方針の改定に係る背景として、国の方針の改定や道の方針の改定に係る背景を追記しております。

次に、2ページですが、いじめの定義の解釈上重要なこととして、いじめの定義から除かれていた「けんか」の扱いを明記しております。

次に、3ページですが、いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状を受け、いじめの「解消」の定義を規定しております。いじめの解消の目安ですが、一点目として、いじめに係る行為が止んでいることとして、行為が止んでから、少なくとも

も3か月を目安としています。二点目として、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととしています。

なお、いじめが「解消している状態」とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があると考えております。

次に、7ページ「2いじめ防止等のための市及び市教育委員会の役割と対策」ですが、以下に記述する児童生徒への正しい理解について、学校においても人権教育を進める旨を明記しております。

一点目は、発達障害を含む、障がいのある児童生徒。二点目は、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等。三点目は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る悩みを持つ児童生徒。四点目は、震災などにより被災した児童生徒等。五点目は、その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒、として記述しております。

次に、13ページですが、策定した学校いじめ防止基本方針に基づく取組について、学校評価の評価項目とすることを明記しております。

次に、同ページ「いじめ防止等のための学校と教職員の役割と対策」ですが、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図ることを明記しております。

次に、同ページ「早期発見・いじめ事案への対処マニュアル」について、その策定を明記しております。なお、本市では既に「こどもをいじめから守る いじめ危機管理マニュアル」を平成28年10月に改訂しておりますので、これに代えることを予定しております。

次に、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等に説明することを明記しております。

次に、16ページをご覧ください。教職員の言動や取組のあり方が児童生徒に大きな影響を与えることから、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した研修の実施を明記しております。

次に、インターネット上の行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を及ぼすとともに、刑法上の処罰や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを明記しております。

次に、20ページをご覧ください。児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを明記しております。

次に、21ページをご覧ください。留意事項として、重大事態の例について明記しています。こちらにつきましては、あくまでも例示であり、これらを下回る程度の事案であっても、総合的に判断して重大事態と捉える場合があることに留意が必要なもので

す。

以上が方針の内容の説明になります。

なお、3月6日の第3回教育委員会会議に議案として付議させていただき予定としておりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

以上であります。

上野市長

事務局から説明がありましたが、教育委員の皆様からご質問等ございますか。

(「特になし」の声あり)

上野市長

教育委員の皆様、ありがとうございました。

#### ◎日程第4 その他

上野市長

最後に「その他」ということで、事務局からは特にありませんが、教育委員の皆様から何かございましたら、お願ひしたいと思います。

(「特になし」の声あり)

上野市長

それでは、私から2点、情報提供させていただきます。はじめに、ボールパークの誘致についてであります。これまで、総合運動公園予定地への誘致に向け球団と協議を行ってきましたが、この取組について、市民の方々の理解をいただくため、2月3日に、芸術文化ホールにてシンポジウムを行いました。当日は、球団が考えるボールパークの説明、市からはボールパークとまちづくりについて、北大の宮脇先生からは官民連携のまちづくりについて、それぞれ講演いただき、その後、パネルディスカッションを行いました。当日は、約600人の市民の方に集まっていただき、これまでの取組に関する情報提供ということで、市民の皆様から好評をいただいたところで

す。  
また、今週2月19日から市内の各地域で説明会を開催させていただいています。それぞれ、市民の皆さんからは大変期待しているとの声をいただいているところで。球団の方では、3月中に、北広島か札幌市真駒内か、方向性をだすこととなっております。

#### ◎日程第5 閉会

上野市長

それでは、最後に次回の総合教育会議についてであります。今後協議事項が生じたときなどに随時開催をさせていただきことになります。日程につきましては、事務局からご連絡差し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

上野市長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、平成30年第1回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。